

令和4年度
第8回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和5年3月17日(金) 午前10時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 岩手労働局長挨拶

2 議 題

- (1) 令和4年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について
- (2) 令和5年度岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意向表明について
- (3) 運営小委員会における審議結果報告について
- (4) 特別小委員会（特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性審議）における関係労使の参考人意見聴取の実施について
- (5) 令和5年度岩手地方最低賃金審議会の運営について
 - ア 令和5年度の実地視察について
 - イ 令和5年度の審議日程について
- (6) その他

3 その他

閉 会

令和4年度 第8回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和5年3月17日(金) 10:00～

盛岡第2合同庁舎 3F共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	杭田 俊之	岩手大学 教授
	齋藤 信之	元 岩手県労働委員会事務局長
	高橋 和佳子	もりおか女性センター 副センター長
	細田 清	岩手日報社論説委員会 副委員長
	丸山 仁	岩手大学 教授
労働者代表委員	小菅 孝広	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	原 利光	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	熊谷 敏裕	岩手県商工会連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	稲原 俊浩	
	労働基準部	労働基準部長	市川 雄三
		賃金室長	菅原 嘉宏
		賃金室長補佐	佐々木 善一

2023年3月16日

岩手労働局長 稲原 俊浩 様

日本労働組合総連合会岩手県連合
会長 佐々木 秀市

2023年度特定（産業別）最低賃金改正にかかる意向表明

労働行政の推進、労働者福祉の向上にご尽力いただいている貴職に対し敬意を表します。
また日頃、当連合会の活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、最低賃金法第15条の規定により、本県の「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」「自動車小売業」「百貨店、総合スーパー」の5業種に係る産業別最低賃金の改正について申し出る意向であることを表明いたします。

つきましては、上記の意向表明5業種における産業別最低賃金について、岩手地方最低賃金審議会において、速やかに審議を進めていただきますようご高配をお願い申し上げます。

記

1. 改正を申し出る産業別最低賃金件名

(1) 労働協約ケース

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
岩手県百貨店、総合スーパー

(2) 公正競争ケース

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
岩手県自動車小売業

2. 適用する使用者および労働者の範囲

(1) 適用する使用者

前記1の事業を営む使用者

(2) 適用する労働者

(1)の使用者に使用される労働者
ただし、次の者を除く

- ① 18歳未満または65歳以上の者
- ② 雇い入れ後6ヵ月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃または片付けの業務に主として従事する者
- ④ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製



造業については、①～③のほか、

イ 手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する者

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する者

⑤ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、①～③のほか、

イ 手作業による包装又は袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する者

3. 申し出の理由

(1) 当該産業は県内の主要な産業に位置し、雇用労働者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きく、労働条件の向上又は事業の公正競争の観点から地域別最低賃金より高い水準の最低賃金を設定する必要がある

(2) 未組織労働者の労働条件の向上に向け、組織労働者との賃金格差解消をはかることが必要である

(3) 当該産業に従事する組織労働者の賃金改正交渉が現在進められ、組織労働者の賃金改正に伴い地域別最低賃金について金額改正が行われると見込まれる場合、当該産業の産業別最低賃金についても改正を行う必要がある

4. 申し出産業・申し出人ならびに申し出期日

(1) 申し出産業・申し出人

① 岩手県百貨店、総合スーパー

代表者 UAゼンセン岩手県支部 支部長 山田 清秋

② 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

代表者 日本基幹産業労働組合連合会岩手県本部 委員長 小島 安友

代表者 JAM青森岩手県連絡会 会長 佐々木 正

③ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

代表者 電機連合岩手地域協議会 議長 岡田 直樹

④ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

代表者 JAM青森岩手県連絡会 会長 佐々木 正

⑤ 岩手県自動車小売業

代表者 自動車総連岩手地方協議会 議長 豊嶋 昌勝

(2) 申し出期日

各産業別に、2023年7月末日（申し出期限内）までに申し出る予定

以上

令和4年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数調べ

労働局名 岩手

担当者名

提出日

	適用使用者数 (人)	適用労働者数 (人)	年齢、業務等による適用除外労働者数 (人)	備考
特定最低賃金適用者 合 計(a+b)	931	27,582	1,335	
新産業別最低賃金適用者 計 (a)	931	27,582	1,335	
特定最低賃金名 (記入例:乳製品・糖類製造業)				
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属 製品製造業	40	1,563	70	
光学機械器具・レンズ、時計・同部 分品製造業	29	2,147	73	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機 械器具、情報通信機械器具製造業	186	12,071	581	
各種商品小売業	41	3,243	205	
百貨店、総合スーパー	19	3,119	196	
自動車小売業	616	5,439	210	
新設申出があり金額決定に至ってい ないもの	0	0	0	
従来の産業別最低賃金適用者 計 (b)	0	0	0	
特定(産業別)最低賃金名				

記入上の注意

- 1 特定最低賃金名(略称可)は、日本標準産業分類の産業分類順に記入すること。
- 2 新設のものについては、特定最低賃金名の前に「新」と付すこと。
- 3 「年齢、従事業務等による適用除外労働者数欄」は、外数とすること。
- 4 新設申出があり決定に至っていないものについては、申出段階における適用使用者数及び適用労働者数のみを記入すること。

令和4年度岩手地方最低賃金審議会
第1回運営小委員会審議結果

資料No.3

1 開催日時

令和4年12月14日（水）

午後9時55分～午前11時50分

2 出席委員

公益代表委員 杭田委員、細田委員

労働者代表委員 佐々木委員、原委員

使用者代表委員 藤田委員、松川委員

3 議 題

(1) 運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について

(2) 関係労使の参考人意見聴取について

(3) その他

4 審議結果

(1) 運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について

委員長に杭田委員、委員長代理に細田委員を全会一致で選出した。

(2) 関係労使の参考人意見聴取について

最初に事務局から、関係労使の意見聴取に係る事務取扱い、及び本審からの付託事項について説明した。

関係労使の意見聴取に係る事務取扱いについては、最低賃金法第25条第6項で「最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする」と規定されている。

また、最低賃金法施行規則第11条第2項では、「最低賃金審議会は、意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち相当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む。）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」と規定されており、「必要性審議」での「関係労使の意見聴取」は、必ず行う必要はなく、公示の手続きも必要とされていない。

「関係労使の参加による必要性審議」について、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会は、平成14年12月6日に「必要性審議を従来通りの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものであ

る。」との報告書を中央最低賃金審議会に提出し了承されている。

具体的な審議の方法としては、①特別小委員会で審議する方法、②特別小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させる方法、③最低賃金法第25条第1項により各特定（産業別）最低賃金専門部会で審議する方法などが想定されている。なお、オブザーバーは審議の場において委員と同様に意見を述べることができるものであるが、議決には参加できないものである。

岩手労働局では、平成31年3月19日に開催した第7回岩手地方最低賃金審議会において、「平成31年度の岩手地方最低賃金審議会特別小委員会、特定（産業別）最低賃金専門部会をどのように運営していくかについて」検討が行われている。

労働者側委員から「特定（産業別）最低賃金の必要性審議は、これまでの方法で進めてよいのではないかと考える。もし、必要があれば、各側の委員がそれらの業界の関係労使と意見交換などして審議に臨めば良いのではないかと考える。」「申出のあった全ての産業について、各業界の関係労使から網羅的に意見を述べていただくことは困難だと思われる。必要性の審議は、全会一致が原則とされており、委員は、それぞれの産業を代表して審議に臨んでいると思うので、従来の方で良いと考える」との意見が述べられている。会長から「労働者側は、従来の方でよいのではないかとということだが、この場では決めかねるということであれば、改めて来年度の審議会に諮って決定するという方法もあると思う。従来と同じように、特別小委員会で必要性の有無について審議することによってよろしいか。」との発言に対し、労使から異議はなく、従来の方により現在に至っている。

このような経過をたどって現在に至っているところ、令和4年7月1日に開催した平成4年度第2回岩手地方最低賃金審議会において、労働者側委員から「特定（産業別）最低賃金の必要性審議を行う特別小委員会において、意向表明を行っている5産業全てから関係労使の参考人意見聴取を行うこと」が提案されたことから、次のことが本審から運営小委員会に付託されたものである。

ア 関係労使の参考人意見聴取はどんな内容の意見を求めるのか。（必要性があるなしということの審議に役に立つことが前提となる。）必要性の有無を判断できるような意見を聞き出せるかどうか。

どういう書面にするのか。「必要性」に特化した意見聴取とするか。

意見聴取の方法は書面の提出に加えて出席させる方法とするか。

スケジュールの関係もあるが、5産業すべてとするかどうか。意見聴取は労使各1名とするか。

イ 5産業で出席させる方法で労使それぞれから意見聴取をすれば、かな

りの時間が必要となる。十分な審議時間を確保しながらスケジュール調整ができるのかどうか。特別小委員会を何回開催する必要があるのか。

ウ 金額審議の専門部会での意見聴取と必要性審議での意見聴取の趣旨は異なるが、双方の関係をどうするか。金額審議の専門部会での意見聴取は法に則って公示手続きを踏まえ実施している。単純に特別小委員会の意見書を専門部会の意見書に回すということは難しいと思うが、そこをどうするのか。

エ 以上のことを踏まえ、特定（産業別）最低賃金の必要性審議に当たり、関係労使の参考人意見聴取を行うこととするかどうか。行う場合、どのようなやり方とするか。

このような経緯から、参考人意見聴取の要否、実施方法等について検討した。

【公益側】

事務局の説明では、参考人意見聴取の方法とオブザーバーとして審議に参加するが議決権はないとする方法などについて説明があったが、労働者側としての考えを確認したい。

【労働者側】

労働者側としては、基本的に参考人意見聴取の方法を考えており、必要性審議に入る際に、特定（産業別）最低賃金の適用となる労使から産業ごとの詳しい意見を聞いて審議に入れば、より一層に議論が深まると考える。

オブザーバーまでは考えていない。

【公益側】

付託事項のア、参考人意見の内容が、必要性審議に役立つ意見として何を期待・想定するのかについての検討を最初に集中的に行い、その他の様々な方法論については、それを踏まえてその後に検討したいと思う。

まずは、労働者側より提案の趣旨説明をお願いします。

【労働者側】

提案の趣旨については、改正決定に係る申出書を5産業提出し受理され、必要性審議が行われたが、1産業が必要性なしとなった。5産業全てが金額審議に入ってもらいたかったとの思いがある。しかし、必要性なしとなった1産業のみの参考人意見聴取ということでなく、5産業全てに意見書の提出を求めるとともに参考人意見聴取を行うことで、労使がより一層現場の声を取り入れて審議を行うことが必要不可欠であることから、5産業全てに参考人意見聴取することを提案した。

金額審議というよりは、必要性審議でしっかりと議論したいといった思いがある。

【使用者側】

使用者側としては、今までの審議方法で問題なかったもので、このままの審議で十分と考える。

労使それぞれの各委員は、現場の声を十分に聞いて、業界事情、業況を踏まえて審議に臨んでいるものと考えているので、新たに参考人意見聴取を行う必要はない。

5産業すべてに参考人意見聴取をすることは、審議時間が今までよりかかることであり、審議日程についての変更が伴うものであることから、現状の審議内容で何が問題であり、どのようなことをすれば、どう改善するのか労働者側に提案してもらいたい。抽象的な提案であれば議論に値しないと考えている。

なお、今までの最低賃金の審議上、適正な法定手続きで運用されているし、現状、岩手の最低賃金審議会運営について制度的な問題も感じられない。

使用者側とすれば、新たに参考人意見聴取を行う必要はないと主張する。

【公益側】

労使の意見が最初から隔たりがあるということだが、労働者側からすれば、必要性審議に重点を置きたいとのことであり、問題点が何か、新しい変更によってどう改善するのかについて労働者側に説明願いたい。

【労働者側】

3月に意向表明を行い、7月に申出を行ってから審議が進むため意見を聞く時間が限られている。事務局の説明では公示する必要はないとのことなので、意向表明を行えば、前もって意見を聞くことはできるように思われる。

意向表明をした産業については、基幹的労働者の概ね3分の1の合意があり、申出書が受理されているので、多くの意見を取り入れた審議をして欲しい。

労働者側としては、組合に入っていない未組織労働者の情報がなく、組合はあるが組合に加入していないパートの情報が少ない。未組織労働者の意見も取り入れるべきと考える。

【使用者側】

未組織労働者の者から1人意見を聞いても仕方ないので、労働者代表委員は、労働組合未加入のパートについては組合から情報を聞いてもらうなど、未組織労働者の意見を集約し未加入組合員がかかえる全体的な問題点を整理して出席すべきではないか。

使用者側は、例えば自動車小売業では、小規模な事業所に出向いて話を聞くなどいろいろな所から意見を聞いて使用者代表として審議に臨んでいる。

審議会場で十分に審議できるのではないかと考える。

【労働者側】

組合があるところではパートの意見も聞いているが、未組織労働者に意見を聞くことは、会社外部の労働組合が介入することとなり、かなり難しいと考える。

【公益側】

申出書の受理は、法的要件を満たしているため受理したということであり、未組織を含めた産業全体で必要性を認めたといったことではないので区別して考えるべきで、労働者側がパートなど未組織労働者の意見を吸い上げられないならば、誰が意見を代弁するのか考えるべきである。

【労働者側】

申出書の提出に当たっては、特定(産業別)最低賃金の優位性を保ちたいといった思いから提出している。

優位性を保ちたいことは、必要性を認めてもらいたいといったことでもあり、必要性審議に参考人意見聴取を行った上で、少しでも審議の参考としてもらいたいとの思いがある。

今回の運営小委員会で、このままで行くか参考人意見聴取を行うかのある程度の方向性を決め本審に報告し本審で決定することでよいか確認したい。

【公益側】

運営小委員会の方向性が最終決定ではなく、あくまで最終決定は本審の場である。

運営小委員会で道筋を立て、こういった考えでいくと結論はこうなりますといった報告をしたいとの公益側は考えている。

ただし、意見が膠着した場合の代案を持っているわけではない。

また、この提案を単に採決によって決めるべきではなく労使の合意が必要と考えている。制度変更によって、何をねらってどんな改善が期待できるのか、もう少し検討していただきたい。

労使の立場の違いから意見が相違することは分かるが、どんな問題点があり、どうすれば、どう改善するのかといった検討をしなければ方向性が見えない。

【労働者側】

労働者側とすれば、審議の運営の改善点になるか定かではないが、参考人意見聴取を行うことで審議内容がより深まるのではないかとといった思いから提案したもので、その後の金額審議にまで参考人を呼ぶ必要はないと考えており、必要性審議においては改善点があるのではないかと考えている。

必要性審議においては、労使のイニシアティブでしっかりと審議し、全会一致でなければならないこととなっており、全会一致の部分で審議が尽くせるの

ではないかと思う。

それが改善点といえるかは判断が難しいところであるが、一歩進んだことになるのではないかと思う。

最終的には、労働者側として労働者から意見を聞けば、今の賃金から上げて欲しいとの意見であり、使用者側として使用者から意見を聞けば、経営する上でいろんなことがあるので、大きくは上げないで欲しいといった意見になると思う。

【使用者側】

岩手県最低賃金の引上げ幅が30円くらいと大きく、パートを多く抱える事業所は大変であり、どうやりくりしているのは不思議なところがある。

内部留保を取り崩していると思われるが、今後どうなるのか見通しが立たない。

【労働者側】

特定(産業別)最低賃金については、優位性を保持し人材確保を目指している。

【使用者側】

特定(産業別)最低賃金の優位性保持は理解するが、岩手県最低賃金の上げ幅が大きいため、優位性を保持できる産業であるかが問題となる。

特定(産業別)最低賃金の廃止論も出る中、今までの審議内容で明確な問題点があるとも思えないし、平成31年度の本審の議論を踏まえると、今ここで参考人意見聴取を行わなくても良いのではないかと考える。

【公益側】

労働者側の意見で、5産業で情報共有したいとする意見があったが、情報共有は労働者側、使用者側の内部で行えばよいことであると思う。

特定(産業別)最低賃金については、岩手県最低賃金の上げ幅が大きく、その影響を受けており、従来は岩手県最低賃金の10%くらい上に行くことで考えていたが、それができなくなってきた。

5産業横並びで行きたいのが労働者側の思いと思うが、実情に即したところで行かなければ生き延びられないといった現状にある。

意向表明時に組合が労使協定の写しや意見書を集め、上部組合に提出していると思うが、全て現場で労使協定の決定ができる会社とは思わないが、現場で労使の話し合いが持たれると思うので、上部組合に金額を上げる働きかけをするだけでなく経営者にも働きかけを行い意向表明の提出について認めてもらうことも大事である。

現場の経営者の理解もないまま、参考人意見聴取を行っても簡単に結論が変わるとも考えられない。

【労働者側】

公益側の話は、最もな話ではあるが、意向表明を集めるときには、労使で話し合いを持ち上部組合への意向表明の提出は理解しているものとする。

労使での話し合いは春闘に向けたものであり、労使協定が最低賃金を下回れば協定を結びなおすことをしている。

労使が話し合いを行っていることは公益にも理解いただきたい。

【公益側】

現状を変えるために参考人意見聴取を行うのではなく、こうすれば審議会が充実するといったことがはっきり見えれば制度改正もありと考えるが、情報が少ないより多いほうがよいというレベルでは難しい。もう一段上の考えとして、問題点が何であり、その改善策として何があるか具体的なものがあれば、従前の方法を変更するまでの方向性が見えたかもしれない。

今回の提案については、労使の意見の合意が見られなかった。

5産業全てに参考人意見聴取を行うとする労働者側からの提案は、労使の意見が一致せず合意されなかったため、参考人意見聴取を実施するという結論には至らなかったとして本審に報告する方向で進めたい。

【使用者側】

議論の進め方とすれば、特定(産業別)最低賃金制度の業種のくくりのあり方などの問題もあり、あまり範囲を広げて考えるのではなく状況把握といっても委員がそれなりに行っていることを前提に、より一層創意工夫する程度としてもよいのではないか。

【労働者側】

労働者側としては、百貨店が大変であるとの思いがある。ただし、5産業全てで見るべきであり、労使がきちんとイニシアティブがとれる必要性審議であるべきとして今回の提案となった。

しかし、参考人意見聴取を行ったことで、どのような成果があるかは把握しきれないでいる。

参考人意見聴取を行い、労使が情報共有して同じ方向を向ければとの思いもあるが、それが審議の在り方としてメリットとなるかは把握できないが、労働者側としては必要と考えた。

今までの在り方を否定するものではないことを理解していただきたい。

【公益側】

再度結論を整理すると、今回の運営小委員会では労使の意見合意は見なかった。

変更するだけの十分な理由と十分な効果が具体的に見ることができなかった

ため従前のやり方を変更して参考人意見聴取を実施するという結論には至らなかったとして本審に報告することとしたい。

【労働者側・使用者側】

労使ともに発言はなかった。

(3) その他

特になし

令和5年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）

R5.3.17

令和3年度	令和4年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月21日(金)	5月25日(水)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R5.5.19(金)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月11日(火)	6月3日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R5.6.2(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
	6月20日(月)	1日	実地視察	内陸南部、飲食業	6月中旬	1日	実地視察	沿岸北部、製造業
6月22日(火)	6月28日(火)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月2日(金)	7月1日(金)	13:00	第2回本審	県最賃諮問	R5.6.30(金)	10:00	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月16日(金)	8月2日(火)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
7月28日(水)	8月5日(金)	15:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R5.8.1(火)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
7月29日(木)	8月8日(月)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	R5.8.2(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月2日(月)	8月19日(金)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.3(木)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(水)	8月22日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R5.8.4(金)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月5日(木)			④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審			予備日 ④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月6日(金)	8月23日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R5.8.7(月)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月18日(水)	9月7日(水)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R5.8.18(金)	10:00	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月23日(月)			第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議			予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議
8月24日(火)	9月8日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R5.8.23(水)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月24日(金)	10月7日(金)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整			①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月20日(水)	10月21日(金)	13:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(水)	10月31日(月)	12:30	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月8日(金)	10月13日(木)	10:00	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月25日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月6日(水)	10月18日(火)	15:00	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月22日(金)	10月31日(月)	8:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月7日(木)	10月18日(火)	12:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(火)	10月27日(木)	9:00	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
							②	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
							③	金額審議 結 審
10月28日(木)	11月1日(火)	15:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R5.10.27(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
11月15日(月)	11月18日(金)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R5.11.14(火)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申
	12月14日(水)	10:00	第1回運営小委員会	特別小委員会(特賃必要性審議) での 関係労使の参考人意見聴取につ				
1月13日(木)	1月24日(火)	15:30	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R5.12.15(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(火)	3月17日(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R6.3.22(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月13日(月)		12月13日(水)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
10月17日(火)		11月1日(水)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月24日(金)		12月24日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)

岩手労働局
局長 稲原 俊浩 殿

2022年12月21日

岩手県労働組合連
議長 中野 る

最低賃金再改定のため、岩手地方最低賃金審議会へ諮問することを求める要請書

● 要 請 趣 旨 ●

この間の急激な物価高騰に伴い最低賃金の再改定を直ちに行い、引き上げるように求めます。

2022年度の岩手地方最低賃金は10月20日に改定されて854円となりました。中央最低賃金審議会が示した目安を上回る33円の引き上げとなったことは大事な到達点です。しかし、私たちの求める全国一律1500円以上の水準に届かず不十分な水準でした。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって最も影響のある基礎的支出項目の物価上昇率（2022年3月前年同月比+4.5%）にも満たないもので、物価高騰を十分に考慮したとは言えない水準です。

今年の中央最低賃金審議会の目安答申、特に公益委員の見解では、消費者物価指数の基礎的支出項目では4%を超えていることを指摘し、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である」としていました。その際参照された「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」は本年6月までのデータとなっています。その後物価の上昇が続き、中央目安、及び岩手地方最低賃金審議会で審議された当時を超えて労働者の生活を直撃して社会問題になっています。

県内の消費者物価指数（10月）では、食費は前年同月比5%、水光熱費は同11.3%となっており、今後もさらに上昇することが見込まれています。もともと岩手県の最低賃金は全国でも下から2番目の低水準ですが、物価高騰による基礎的な支出項目での負担増は、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活に重くのしかかっています。

急激な物価高騰をふまえ、最低賃金法第12条「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」に基づく岩手地方最低賃金の再改定を求めます。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

● 要 請 項 目 ●

1. 2022年8月以降の物価上昇率、特に、最低賃金近傍で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、直ちに最低賃金法第12条に基づき、岩手地方最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改定を諮問するよう要請します。

以上



2023年1月23日

岩手労働局 局長 殿

全国労働組合連絡協議会東北協議会

議長 坪井 俊士

全国一般労働組合全国協議会

中央執行委員長 平賀雄次

同 共生ユニオンいわて

代表 岩見 千丈



「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の報告」に関する、申し入れ書

- 1 2022年3月に予定されていた「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の報告」が直前になってから1年延期の決定が行われました。その後においては、上記全員協議会が昨年12月16日までで7回開催されたことがホームページ上で公開されています。この流れから、私たちは今年3月までには、具体的で内容の有る「報告」が行われるものと期待しております。
- 2 上記全員協議会では、地域をランク分けする目安制度を見直す審議が行われていると思われまます。この機会に全国一律最低賃金制度に向けて、ランク制を廃止すべきです。
- 3 東北地方の現在の地域最低賃金額は、Dランク岩手県854円、秋田県853円、青森県853円、山形県854円、福島県858円、Cランク宮城県が883円です。Aランクの東京都が1072円ですから、1ヶ月の法定労働時間である173.8時間働くとすると岩手県において、東京との間に月に37,888円差がつきます。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の人口減少・衰退を促進する要因のひとつであることは明らかのため、近年、多くの地方議会において全国一律を求める意見がでています。岩手県で2020年3月県議会において、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を求める請願が採択されています。

地方では自動車は生活必需品であり、その自動車保有費用を考慮に入れると全国どこでも最低生計費は大きく変わることはありません。全国一律最低賃金制度は、若年労働者の都会への流出を防ぎ、地方の疲弊を阻止する役割を果たすことができます。221円まで広がった地域間格差を解消するには、全国一律制度確立に踏み出すことが求められます。

4 昨年来の急激な物価高が労働者の生活を圧迫しており、最賃の再引き上げが求められている事態でもあります。

D ランク県である岩手県の貴労働局が地域間格差を解消するため、できる限り尽力されるよう申し入れます。

また、本申し入れ書の内容を「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会」に伝えていただくよう申し入れます。

以上

2023年 2月22日

岩手労働局

局長 稲原 俊浩 様



2023年国民春闘岩手県共闘会議
 岩手県労働組合連合会（いわて労連）
 議長 中野 るみ子

2023年国民春闘盛岡地域春闘共闘
 盛岡地域労働組合連合会（盛岡労連）
 議長 田村 巧

最低賃金の抜本改善及び雇用改善についての要請書

常日頃は、労働者・国民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、暮らしの向上と福祉向上のためにご尽力頂き、心から感謝申し上げます。

わたしたちは、労働者のいのちと暮らしを守るため、賃金の大幅引き上げと底上げ、雇用の安定と、公務・公共サービスと社会保障の拡充、地域経済振興などをめざして23国民春闘に取り組んでいます。

労働者・住民のいのちと暮らしは、四半世紀に及ぶ実質賃金の低下と第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大に加え、異常な物価高騰によって、深刻さを増しています。女性労働者、非正規労働者を中心に雇用と賃金の不安が広がり、暮らせない事態が生じています。一方で、長引くコロナ禍、物価・原材料の高騰、過剰債務が中小企業・小規模事業者にのしかかっています。少なくない事業所が生業の維持がむずかしくなり、「物価高倒産」や「過剰債務倒産」など倒産・廃業などが激増する恐れがあり、地域経済の危機が進行しています。働く者の暮らしと、地域経済を守るためにも、大幅な賃金の引き上げが求められています。

コロナ禍を体験した労働者・住民は、これまでの新自由主義的な政策を転換し、公務・公共サービスと社会保障の拡充、雇用と暮らし・営業の安定のための公的支援策の強化を求めています。

この間、政府も自治体も支援策を打ち出してきましたが、私たちは、より一層の労働者・国民のための対策強化が緊急に求められていると考えています。

しかし、岸田政権は、県民の声に耳を傾けず、沖縄の米軍新基地建設強行を続けるなど、地方自治を否定し、憲法を蹂躪し、大軍拡・大增税と戦争する国づくりに邁進しています。

コロナ禍の今だからこそ、地域を基礎に、いのちと暮らしを守る共同を広げ、岸田政権に政策転換を迫り、中小企業支援の強化など地域循環型の経済・社会をつくっていく取り組みをすすめることが求められています。つきましては、23国民春闘の課題である、コロナ対策の強化と誰もが人間らしくくらする賃金を実現するために、下記の事項を要請します。

記

I 最低賃金の抜本的な改善に向けて

1. 2023年度の最低賃金の改定にあたっては、2010年の「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」を踏まえ、時間額1,000円の達成を図ること。
2. 生活保護との整合性をはかる際の算定方法については、以下の点に配慮すること。
 - ①生活保護の級地については、各級地の加重平均でなく、都道府県庁所在地の値を用いること。
 - ②勤労にともなう必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
 - ③住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
 - ④生活保護を時間換算するにあたっては、所定内労働時間の実態をふまえ月150時間とすること。
 - ⑤公課負担（税・社会保険料）補正をする際、沖縄の数値を各地にあてはめないこと。
3. 全国一律最低賃金制の確立など、地域間の賃金格差を是正するための施策を進めること。

C～Dのランクの最低賃金について特段の底上げをはかることを、岩手労働局として本省に強く要請すること。
4. 最低賃金引き上げのための「中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金（業務改善助成金）事業」を拡充し、活用を促すこと。また、最低賃金を引き上げた中小企業への社会保険料の減免や直接的支援を講じるなど、中小企業支援策を抜本的に拡充することを、岩手労働局として本省に強く要請すること。

現行の最低賃金額が遵守されるよう事業主に対して指導を強化すること。また、違法状態に置かれている労働者を救済する措置を取ること。
5. 中央最低賃金審議会・労働者委員の任命にあたっては、特定系統の団体からのみ選任される偏向任命をやめ、各労働団体からバランスよく選出すること。
6. 岩手地方最低賃金審議会委員の労働者委員の任命にあたっては、県内の労働組合員の構成比率が6割に留まる連合岩手にのみ偏向任命することなく、岩手県労働組合連合会（いわて労連）加盟や上部団体を持たない中立・単独の労働組合も含めて、公正・平等に任命すること。
7. 岩手地方最低賃金審議会の開催にあたっては、専門部会も含めて公開すること。また、今年度も岩手県労働組合連合会（いわて労連）加盟の労働者の意見陳述の機会を設けて頂くこと。

II 雇用対策等について

1. 新型コロナウイルス感染拡大で雇用と地域経済に大きな影響が出ています。下記の事項について取り組むこと。
 - ① 雇用調整助成金の特例措置や、休業支援金・給付金制度等について期間を延長し、対象を拡大すること。また、休業支援金・給付金制度や小学校休業等対応助成金等の支援制度が周知されるように徹底して、活用を促すこと。
 - ② 持続化給付金や家賃補助など事業者への支援策について、コロナ禍が終息するまで繰り返し給付を行い、内容も拡充・強化するよう関係機関に働きかけること。事業者への休業協力金などの制度は全額国費とし、拡充・強化すること。
 - ③ 雇用悪化を防ぐため、県及び市町村と連携して雇用確保の取り組みを強化すること。そのためにハローワークの体制を強化すること。
 - ④ 新型コロナウイルス感染に関わる労働災害認定を徹底すること。また、現在の件数（申請数・認定数）を明らかにすること。
2. 医療や介護、保育、建設、防災など人手不足となっている分野について、貴職において教育訓練等を促進するとともに、県や市町村、民間事業所などに対して正規雇用拡大と賃金など労働条件の改善を要請すること。
3. 貴職が雇用する臨時・非常勤職員等の賃金・諸手当・その他の労働条件を正規職員との均等待遇を考慮し、改善すること。国の機関で働くすべての労働者を対象に、最低でも時間額1,500円以上とすること。
4. 貴職が発注する工事・営繕・役務等の官公需契約においては、地場中小零細企業への発注を増やすこと。あわせて、受託事業者が雇用する労働者の賃金・労働条件が、類似の業務に従事する公務員や地域の一般的な賃金水準を下回らないよう指導を強化すること。

また、公共事業や官公需契約において、労働者に適正な賃金・労働条件を確保する「公契約法」を制定するよう本省に働きかけること。
5. 若者を使いつぶすいわゆる「ブラック企業」や過労死・過労自殺、ワーキング・プアをなくすため、企業への監督指導を強めること。雇用・労働法制の規制緩和や過労死ラインの長時間労働を容認する残業時間上限規制を行わず、勤務時間のインターバル規制の導入などをはじめ、安定した良質な雇用実現のための政策をすすめること。不払い労働をはじめとする労働基準法や労働安全衛生法等の違反を根絶するために、事業所の立ち入り調査を強化し、法令遵守の指導を強めること。そのために、労働基準監督官などを増員すること。

6. ジェンダー平等を推進し、男女の賃金格差を是正するよう県内各企業に要請すること。男女の賃金格差実態の公表を県内各企業に徹底いただくこと。
7. 改正労働契約法第18条による無期労働契約への転換ルールについて、関係団体への周知はかること。法の主旨に沿わない脱法的な運用を許さず、厳しく指導を行うこと。
8. 新規学卒や青年労働者の採用の拡大をはじめとする、青年の雇用対策を強化すること。また、県内の誘致企業等に対して正規雇用の拡大をはかるよう要請すること。あわせて企業の都合による雇い止め、過重労働、長時間残業、退職強要、工場閉鎖、広域配置転換等を行わないよう強く要請すること。
9. 卒業見込みの高校生を対象とした「労働基準法」、「労働契約法」など実践に役立つ労働者の諸権利を中心とした「働くルールの学習」と雇用・労働のトラブルの相談窓口の周知等を在学中に行うよう、貴職として引き続き企画すること。また、県及び教育委員会等に要請すること。
10. 障害を持っている人も安心して働ける雇用環境をつくること。貴職が率先して障害者雇用を促進すること。
11. 外国人技能実習生や外国人労働者の労働環境の実態を把握して、劣悪な労働環境の改善を図ること。外国人からの相談窓口の充実をはかること。

以 上

2023年3月16日

岩手労働局長 稲原 俊浩 様

日本労働組合総連合会岩手県連合会
会長 佐々木 秀市

2023年度最低賃金改正にかかる要請書

労働行政の推進、労働者福祉の向上にご尽力いただいている貴職に対し敬意を表します。

また日頃、当連合会の活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、労働基準法第2条（労働条件の決定）は、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」と定めています。しかし、地域別最低賃金の影響を受けるパートタイム・有期・派遣労働者の多くは集団的労使関係に無く、労働条件決定に関与することが非常に難しい状況にあります。

国内外の情勢は、本年春先以降は、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり、サービス消費を中心に回復の兆しがみられます。

他方、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格上昇が続いており、実質賃金の低下や消費マインドの低下を通じた消費への影響や、企業収益の更なる下押しによる設備投資への影響等が懸念されています。

最低賃金を巡って、政府は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）で、4つの柱の一つ（「第2章経済再生に向けた具体的施策」で「I物価高騰・賃上げへの取組み」の中で「3.継続的な賃上げの促進・中小企業支援」の「(1)賃上げの促進」）において、「非正規雇用労働者の待遇の根本的改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底するほか、最低賃金について、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む」としております。さらに構造的な賃上げが喫緊の課題となっている今こそ、「賃上げ、労働移動の円滑化、人への投資という3つの課題の一体的改革を進めていく」としています。

本県の令和4年度地域別最低賃金は854円（10月20日発効）と過去最高の33円の引き上げとなりましたが、全国下位には変わらず依然都市部との格差解消に至っておりません。さらには年間2,000時間働いたとしても「ワーキング・プア」の水準とされる年収200万円にも満たず、憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことは不可能です。加えて、都市部へ若者が流失し人手不足が深刻化することが懸念されるなど、県内労働者の人材確保をさらに厳しくする要因となっています。

そのことから、コロナ禍が長引く中で社会機能を支えているエッセンシャルワーカーはもとより、パートタイム・有期・派遣等労働者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げることや、「分配構造の転換につながり得る賃上げ」をはかり、「人への投資」「底上げ」「底支え」「格差是正」を取り組むことで、^{内需}を拡大させていくことが不可欠です。



また、中小企業が経営基盤を強化し、賃上げ原資の確保には、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分とともに、中小企業・小規模事業者支援の実効性ある支援制度の充実や価格転嫁の円滑化などを通じ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を行い、企業の「通常の支払いの能力」を高めることが重要なことから、国による積極的な関与が必要です。

最低賃金の引き上げの目的は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善のみならず、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することです。

以上の観点から、2023年度地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の改正にあたり、以下の点を要請しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 2023年度の岩手地方最低賃金の改正にあたっては、国内外の情勢による物価高や深刻化する本県の人材確保、全国との格差解消、最低賃金近傍で働く労働者のセーフティーネットとして、国の度重なる「全国加重平均1,000円以上を目指す」との方向性に鑑み、早期に1,000円以上を目指した引き上げを行うこと。
- 2 特定（産業別）最低賃金の改正にあたっては、特定最低賃金の目的である、労働条件の向上、事業の公正競争を確保する観点から、地域別最低賃金より高い水準を確保すること。
- 3 特定（産業別）最低賃金の改正にあたっては、関係労使のイニシアティブによる特定（産業別）最低賃金の新設および改正に係るこれまでの経緯等を十分に勘案した審議会審議とすること。
- 4 特定（産業別）最低賃金の「百貨店、総合スーパー」については、2019年から連続して4年間、特別小委員会において必要性ありとすることができないとの結果に至っている。特定（産業別）最低賃金を設定している趣旨は、関連する産業の発展に寄与することであり、また、岩手においては「百貨店、総合スーパー」が新設となった経緯や考え方も踏まえる必要があることから、そのことに意を用いた審議を行うこと。
- 5 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行の確保を図ること。

令和4年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和5年2月28日時点

	令和4年									令和5年			局別合計	備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
01 北海道	2	6	12	4	22	74	2	5	5	11	5	0	148	
02 青森	0	0	0	2	4	28	12	6	2	2	2	0	58	
03 岩手	1	0	1	3	10	33	38	4	3	4	3	0	100	
04 宮城	1	0	0	0	4	38	1	2	5	4	4	0	59	
05 秋田	1	0	3	1	9	18	5	2	4	1	0	0	44	
06 山形	0	0	1	2	2	29	5	2	1	6	2	0	50	
07 福島	0	2	2	2	7	34	13	3	6	7	8	0	84	
08 茨城	1	3	2	5	17	49	3	2	1	3	4	0	90	
09 栃木	1	0	1	2	9	31	4	4	3	1	1	0	57	
10 群馬	0	0	3	3	8	28	2	4	5	1	4	0	58	
11 埼玉	0	3	3	5	18	37	3	5	5	5	6	0	90	
12 千葉	2	0	1	3	28	38	8	6	7	5	10	0	108	
13 東京	4	3	11	26	50	87	12	21	16	25	36	0	291	
14 神奈川	2	4	6	13	42	117	14	11	7	19	8	0	243	
15 新潟	1	0	2	1	12	42	0	7	1	1	3	0	70	
16 富山	2	2	4	0	2	21	4	6	3	2	3	0	49	
17 石川	1	3	3	2	6	26	6	6	6	4	5	0	68	
18 福井	4	2	2	3	8	44	0	3	1	7	3	0	77	
19 山梨	0	0	0	0	4	2	11	2	2	3	2	0	26	
20 長野	3	5	7	2	14	43	4	4	1	8	1	0	92	
21 岐阜	1	1	4	2	15	40	6	3	2	4	7	0	85	
22 静岡	2	2	5	5	10	45	10	5	10	2	7	0	103	
23 愛知	4	16	8	17	42	111	21	19	15	21	32	0	306	
24 三重	0	2	3	6	10	28	0	1	2	1	0	0	53	
25 滋賀	0	1	1	2	31	42	8	1	2	6	1	0	95	
26 京都	0	0	5	1	15	63	8	5	3	5	5	0	110	
27 大阪	8	6	7	9	32	118	9	19	12	22	20	0	262	
28 兵庫	2	6	8	23	59	56	10	4	9	10	8	0	195	
29 奈良	2	1	1	6	3	12	7	7	7	4	4	0	54	
30 和歌山	3	1	1	5	4	31	3	4	3	3	9	0	67	
31 鳥取	1	0	3	1	2	50	18	2	4	5	1	0	87	
32 島根	0	1	2	1	2	23	9	1	0	1	1	0	41	
33 岡山	3	2	3	4	8	36	4	7	4	8	3	0	82	
34 広島	0	4	7	6	19	78	10	6	7	6	4	0	147	
35 山口	0	4	2	4	6	29	31	3	2	4	11	0	96	
36 徳島	2	6	7	2	3	50	23	3	2	1	1	0	100	
37 香川	0	0	2	1	1	59	4	2	1	3	0	0	73	
38 愛媛	0	0	3	0	0	77	3	1	1	4	2	0	91	
39 高知	1	0	0	4	1	14	5	4	1	2	1	0	33	
40 福岡	0	8	7	8	31	113	23	12	15	9	16	0	242	
41 佐賀	2	0	1	0	3	15	1	1	1	0	1	0	25	
42 長崎	0	1	2	3	5	38	16	5	1	3	1	0	75	
43 熊本	1	5	1	5	7	70	11	1	3	11	4	0	119	
44 大分	0	2	3	2	6	88	16	4	12	5	6	0	144	
45 宮崎	0	1	2	5	9	17	7	2	1	1	1	0	46	
46 鹿児島	3	1	0	1	3	48	3	1	2	1	0	0	63	
47 沖縄	1	0	3	1	4	24	7	2	12	5	1	0	60	
合計	62	104	155	203	607	2,194	420	230	218	266	257	0	4,716	

R3補正 業務改善助成金特例コース 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和5年1月31日時点

	令和4年									令和5年			局別合計	備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
01 北海道	2	0	0	2	0	0	4	3	11	38	0	0	60	
02 青森	0	0	0	0	0	0	0	2	3	15	0	0	20	
03 岩手	0	0	0	0	0	0	3	2	4	36	0	0	45	
04 宮城	1	1	0	4	0	0	1	1	1	21	0	0	30	
05 秋田	1	0	0	0	0	0	1	0	4	6	0	0	12	
06 山形	0	0	1	0	0	0	0	3	10	9	0	0	23	
07 福島	0	0	0	0	0	0	0	2	3	4	0	0	9	
08 茨城	0	2	0	0	0	0	0	1	6	22	0	0	31	
09 栃木	0	1	0	1	0	0	4	5	13	18	0	0	42	
10 群馬	0	0	0	1	0	0	0	1	4	10	0	0	16	
11 埼玉	0	1	0	7	0	0	1	5	5	28	0	0	47	
12 千葉	10	1	3	11	0	0	0	2	4	32	0	0	63	
13 東京	2	2	1	30	0	0	3	5	22	69	0	0	134	
14 神奈川	0	1	0	3	0	1	4	9	14	31	0	0	63	
15 新潟	0	1	0	4	0	0	1	9	9	19	0	0	43	
16 富山	0	0	0	0	0	0	2	1	2	7	0	0	12	
17 石川	1	0	0	0	0	0	2	6	8	7	0	0	24	
18 福井	0	0	0	0	0	0	2	10	6	9	0	0	27	
19 山梨	0	0	0	0	0	0	0	2	4	2	0	0	8	
20 長野	0	0	1	2	0	0	1	2	4	20	0	0	30	
21 岐阜	0	1	0	0	0	1	1	5	8	19	0	0	35	
22 静岡	0	0	3	0	0	1	11	9	31	34	0	0	89	
23 愛知	1	1	2	8	0	2	1	11	16	56	0	0	98	
24 三重	0	0	1	1	0	0	2	5	7	14	0	0	30	
25 滋賀	10	1	0	1	0	0	1	2	15	22	0	0	52	
26 京都	3	0	0	8	0	0	1	4	19	24	0	0	59	
27 大阪	13	1	2	14	0	1	4	11	37	70	0	0	153	
28 兵庫	2	1	5	10	0	1	8	9	20	31	0	0	87	
29 奈良	0	0	0	3	0	0	0	6	9	17	0	0	35	
30 和歌山	1	0	0	0	0	6	4	4	6	9	0	0	30	
31 鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	7	
32 島根	0	0	0	0	0	0	0	1	5	9	0	0	15	
33 岡山	0	0	0	1	0	0	0	3	10	19	0	0	33	
34 広島	1	2	0	1	0	0	0	3	13	15	0	0	35	
35 山口	0	0	0	2	0	1	0	1	6	9	0	0	19	
36 徳島	0	0	0	1	0	0	0	0	3	9	0	0	13	
37 香川	0	0	0	3	0	0	0	0	2	13	0	0	18	
38 愛媛	0	1	0	0	0	0	1	1	4	4	0	0	11	
39 高知	0	0	0	1	0	0	0	0	2	5	0	0	8	
40 福岡	2	1	1	2	0	0	1	3	10	32	0	0	52	
41 佐賀	0	0	0	0	0	0	1	2	2	3	0	0	8	
42 長崎	0	0	1	2	0	0	0	0	5	7	0	0	15	
43 熊本	1	0	1	0	0	1	1	0	5	13	0	0	22	
44 大分	0	1	1	2	0	1	0	3	14	16	0	0	38	
45 宮崎	0	0	0	0	0	0	0	4	4	19	0	0	27	
46 鹿児島	0	2	0	0	0	0	0	5	1	4	0	0	12	
47 沖縄	0	1	0	3	0	0	0	2	2	14	0	0	22	
合計	51	23	23	128	0	16	66	165	395	895	0	0	1,762	